

- トラック、バスなど国土交通分野の業界団体等を通じ、燃料油の供給制限等を受けている事業者の状況を注視。燃料油流通の目詰まりが発生している事案を確認した際は、国土交通省及び経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応。
- 燃料油の高騰については、燃料油価格の緊急的激変緩和措置により、燃料油価格の高騰を抑制。
- トラックや建設分野においては、燃料油価格高騰を踏まえた価格転嫁の徹底等を文書で要請。

1. 国土交通分野における燃料油・石油製品の使用状況について

- 公共交通や物流においては、燃料油は必要不可欠。また、官公需においても燃料油を使用している状況。
- 建設・住宅資材においても、石油製品を使用。

燃料油	公共交通・物流	トラック運送（軽油）
		バス（軽油）
		タクシー（LPガス）
		船舶（軽油、A重油、C重油）
		航空（ジェット燃料）
		鉄道（軽油）
		港湾（軽油）
		海上保安
石油製品	官公需	海上気象観測
		上下水道
	建設・住宅資材、製造業等	シンナー（建設・住宅・鉄道車両塗装、自動車整備、造船・船用工業）
		樹脂（断熱）
		アスファルト合材（道路舗装）

（等）

<事例①：A社（トラック事業者）の燃料供給への対応について>

- 4/2（木） A社より中部経済産業局に「4月8日までの軽油は確保できているものの、それ以降の供給見通しが立っていない」旨の連絡。同日中部経済産業局は経済産業本省へ報告。
- 4/3（金） 経済産業省にて元売石油販売事業者と調整を行い、当面の軽油の供給を確保。



<事例②：B社（旅客船事業者）の燃料供給への対応について>

- 3/13（金） 燃料元売りのところで供給が止まっており、燃料入札業者から燃料を納品できるめどが立たないと言われた。
- 3/19（木） 国土交通省から経済産業省に対し、B社の軽油の取引先や必要量等の情報を伝達し、軽油が継続して供給されるよう要請。
- 4/7（火） 供給が増えたため5/1までは通常運航できる数量はほぼ確保した。



2. 燃料油の流通の目詰まり解消について（※4月9日時点）

- 燃料油流通に目詰まりが生じていた19社・団体（※注1）について、国土交通省と経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応。
- 現時点で、13社（※注2）について燃料油供給が再開。他の事案についても、供給再開に向け調整中

※注1：バス（8社）、トラック（3社）、旅客船（4社）、下水道（4自治体）

※注2：バス（8社）、トラック（1社）、旅客船（3社）、下水道（1自治体）